

2022年11月22日
東北電力株式会社

当社原子力発電所の原子力規制検査における
2022年度第2四半期評価結果（核物質防護関係）について

本日、当社原子力発電所の原子力規制検査における2022年度第2四半期の評価結果（核物質防護関係）が、原子力規制委員会へ報告されました。

内容については、以下のとおりです。

<2022年度第2四半期の評価結果（核物質防護関係）>

| | 女川原子力発電所 | 東通原子力発電所 |
|-------|----------|----------|
| 指摘事項等 | あり | なし |
| 件数 | 1件 | — |

<指摘事項等の詳細>

| 件名 | 女川原子力発電所における核物質防護事案（出入管理） |
|----|--|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none">● 事象概要<ul style="list-style-type: none">・原子力発電所へ車両で入域する場合、常時入域することを認めた「車両許可証」、または一時的に入域を認めた「臨時車両許可証（使用できる期間や回数に制限あり：以下、「使用制限」）を発行している。・5月10日に当社は、入域車両許可申請の受付を担当する警備会社（A社）から、「臨時車両許可証」の申請数と利用数に乖離があると報告を受けた。・このため当社は、立入制限区域の出入管理を担当する警備会社（B社）に事実関係を確認したところ、正門守衛所において立入制限区域の出入管理を担当する警備員（以下、「警備員（B①）」）が、正規の手続きが行われていない状態で「臨時車両許可証」を発行していたことが判明。これを受け、当社では改善に向けた検討に着手した。・7月27日、原子力規制庁は、女川原子力発電所における改善措置活動（四半期ごとに提出）の内容確認をする中で、本事案に関する事実関係を確認した。・当社は、8月2日～3日に原子力規制庁の検査を受けた。● 正規の手続きが行われていない状態で「臨時車両許可証」が発行された経緯<ul style="list-style-type: none">・警備会社（B社）は、当社との警備業務の委託契約内容の変更に伴い、常時入域するための「車両許可証」をあらためて取得する必要性が生じ、発電所（核物質防護担当）に「車両許可証」の申請を行った。・一方、発電所では、安全対策工事に従事するために入域する作業員が多く、「入構許可証」や「車両許可証」等の発行にかかる業務量が増加していた。・警備会社（B社）の警備員は、「車両許可証」の取得に時間を要することから4月19日から5月1日まで、正規の手続きにより取得した「臨時車両許可証」を使用し発電所構内に入域していた。 |

- ・警備会社（B社）の関係車両が使用する「車両許可証」の申請を担当する警備員（以下、「警備員（B②）」）は、「車両許可証」が発行されない状態が続いていたことから、5月2日以降の「臨時車両許可証」の申請を行った。
- ・発電所で核物質防護を担当する当社社員（以下、「当社社員」）は、「臨時車両許可証」の使用制限を超えることを理由に申請を受け付けなかった。
- ・このため、警備員（B②）は、「臨時車両許可証」をこれ以上申請できないと考え、警備員（B①）に対して、正門守衛所で保管・管理していた「臨時車両許可証」を正規の手続きを行わずに発行するように指示した。
- ・この指示を受けた警備員（B①）は、正規の手続きを行っていない「臨時車両許可証」を発行し、5月4日から5月10日までの間、警備会社（B社）の警備員が使用する関係車両（延べ53台）を立入制限区域へ入域させた。
- ・なお、立入制限区域に入域した警備会社（B社）の関係車両の乗車員は、正規の手続きを行ったうえで、当社が発行した「入構許可証」を所持していた。
- ・また、「臨時車両許可証」は立入制限区域のみにしか入域できない許可証のため、関係車両（延べ53台）は、周辺防護区域には入域していない。

● **本事案の原因**

- ① 「臨時車両許可証」は正門守衛所で保管・管理しており、警備員（B①、B②）の判断で使用できる状態になっていた。
- ② 「臨時車両許可証」には使用制限があり、業務の都合上、制限を超えて使用する必要がある場合などの事情に対応できないルールとなっていた。
- ③ 警備員（B①、②）は、正規の手続きを遵守する意識が不足していた。
- ④ 当社社員は、警備員（B②）が「臨時車両許可証」の制限を超える申請を行った理由を確認しなかった。一方、警備員（B②）は、「臨時車両許可証」の申請が必要である事情を当社社員に伝えなかった。

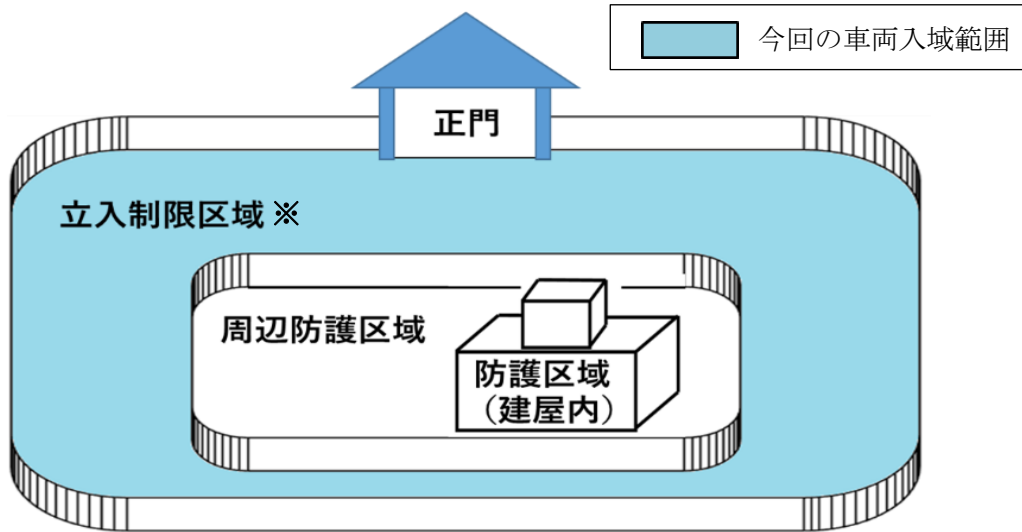
● **再発防止対策**

- ① -1 「臨時車両許可証」の保管場所を、正門守衛所から当社が管理できる場所に変更し、保管・管理の厳格化を図った。
- ① -2 警備会社（B社）に委託している全ての業務について、ルール通り実施されているか当社社員が点検を行い、問題がないことを確認した。
- ② 「臨時車両許可証」の取り扱いに関して、業務の都合上、制限を超えて使用する必要がある場合には、その理由を付して申請できるよう一部ルールを見直した。
- ③ 本事案の概要や原因・対策、ルール遵守の重要性について、当社社員ならびに警備員に対して再教育を行った。
- ④ 当社と警備会社（B）のコミュニケーションの改善を図るため、対話活動を定期的実施している。

当社としては、本事案に係る再発防止対策を確実に実施することで、同様の事案を発生させないことはもとより、引き続き、原子力発電所における核物質防護の確実な実施に努めていく。

| | | |
|-----|-------|----------|
| 重要度 | 緑 | (参考資料参照) |
| 深刻度 | SL IV | (参考資料参照) |

【発電所構内のイメージ図】



※ 核燃料物質を使用・貯蔵する建屋を防護するための区域で最も外側に位置する区域(構内)。

【原子力規制検査について】

原子力規制検査は、2020年4月より新たに開始された検査制度であり、事業者の安全活動を対象に、原子力規制庁の検査官が検査を行うもの。指摘事項については、その重要度および深刻度の評価が行われる。

【重要度の評価について】

重要度の評価は、検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、影響が大きい順から「赤」、「黄」、「白」、「緑」の4段階に色付けされて評価される。このうち「緑」は、事業者自らの改善措置活動による改善が求められる水準となっている。

指摘事項の重要度に応じた分類

| | | 重要度 | 内 容 |
|------------------|------|-----|---|
| 高 ↑ ↓ 低 | 指摘事項 | | ● 安全影響が大きい水準 |
| | | | ● 安全影響があり、発電所の通常状態からのリスクの増加が大きい水準 |
| | | | ● 安全影響があり、発電所の通常状態からのリスクの増加は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準 |
| | | | ● 安全影響は限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善すべき水準 |
| | | 軽微 | ● 事業者が原因を除去して対応完了とする水準 |

【深刻度の評価について】

深刻度の評価は、検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル (SL: Severity Level) により評価される (重い順から「SL I」、「SL II」、「SL III」、「SL IV」)。このうち「SL IV」は、原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるものを指す。

指摘事項等の深刻度に応じた分類

| | | 深刻度 | 内 容 |
|------------------|----------|-----------------|--|
| 高 ↑ ↓ 低 | 規制 措置 | SL I | ● 原子力安全上または核物質防護上重大な事態をもたらした もの、またはそうした事態になり得たもの |
| | | SL II | ● 原子力安全上または核物質防護上重要な事態をもたらした もの、またはそうした事態になり得たもの |
| | | SL III | ● 原子力安全上または核物質防護上一定の影響を有する事態 をもたらしたもの、またはそうした事態になり得たもの |
| | | SL IV (通知あり) | ● 原子力安全上または核物質防護上の影響が限定的であるも の、またはそうした事態になり得たもの (通知の有無は、改善の状況、意図的な不正行為の有無等により決定) |
| | | SL IV (通知なし) | |
| | | 軽微 | ● 原子力安全上または核物質防護上の影響が極めて限定的で あるもの、またはそうした事態になり得たもの |

以 上